

第7章 計画の公表

1. 計画の公表・周知

本計画の公表の目的は、主に被保険者に、保険者としての計画期間中の取り組み方針を示し、趣旨を理解のうえ、積極的な協力を得ることにあります。

このことに基づき、計画の策定、または内容を変更した際は遅滞なく市のホームページや広報紙で公表するとともに、医療機関等へ冊子を配付することで、計画の周知を図ります。